

山鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第14号

山鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（令和4年山鹿市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。